

物 件 調 書 【 土 地 】

財産の名称	(元)浜村警察署署員宿舎(新町1)			
所在地	鳥取市気高町新町一丁目107番			
地積	351.74㎡(公簿面積) 351.74㎡(実測面積)	地目	宅地	
形状	ほぼ長方形	間口	11.75m	
		奥行	29.93m	
接面道路の状況	接面街路との関係:概ね等高 西側:約6m市道に接道			
位置及び環境	交通施設、公共施設等との接近関係は以下のとおり。(道路距離) ・JR山陰本線「浜村」駅:北西方 約750m			
法令等による制限	都市計画区域	非線引都市計画区域		
	用途地域	指定なし		
	建ぺい率	70%		
	容積率	400%		
	高度指定	なし		
	防火指定	なし		
	その他の主な規制			
供給処理施設の状況	電気	有り	都市ガス	未整備
	上水道	有り	下水道	有り
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年11月 土地を取得 ・昭和57年3月 共同住宅を新築 ・令和元年6月 共同住宅としての用途を廃止 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定士による判定 土地の最有効使用の判定 一般住宅の敷地とすることが最有効。 ・埋蔵文化財、地下埋設物及び土壌汚染は確認されていない。ただし、鳥取県が関係部局等から聞取調査を行ったものであり、調査漏れ等の可能性がありますので、詳細については各自の責任において確認を行ってください。 ・当物件上に存在する以下に掲げる建物、一切の工作物及び当物件内に存在する一切の物品(以下「支障物件等」という。)の解体撤去及び処分を、売買代金納付日から原則1年以内に落札者の責任において実施することを売却条件とするため、落札後の事業計画等を十分検討の上、入札に参加すること。 なお、解体撤去及び処分する支障物件等には、支障物件等に係る地下構造物(埋設杭が存在した場合は、それを除く。)及び当該支障物件等に付随する設備を含むものとする。 ・支障物件等に埋設杭は含んでいないため、最低入札価格の算定に当たり埋設杭の撤去に係る費用は考慮していない。 			

その他

・支障物件等に係る建物の概要は以下のとおり。

用途	構造	延床面積 (㎡)	建築年	備考
共同住宅	鉄骨造陸屋根平家建	60.64	昭和57年	登記有
物置	コンクリートブロック造亜鉛 メッキ銅板葺平家建	3.60	昭和57年	登記有
	コンクリートブロック造亜鉛 メッキ銅板葺平家建			
合計		67.84		

・アスベストについては、平成30年10月に下記の対象について分析調査を実施。

調査対象: (元)浜村警察署署員宿舎 外壁

以上の箇所を調査した結果、いづれからもアスベストは検出されなかった(分析結果参照)。

また、上記の調査対象以外の建材等についてはアスベスト調査を行っていないため、解体にあたり確認が必要な箇所がある場合は、鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の2に基づき各自の責任において調査等を実施すること。

注: 上記の記載については、鳥取県が関係部局等から調査を行ったものであり、今後制限等の変更または調査漏れ等の可能性がありますので、詳細についてはもう一度各自の責任において確認(調査)を行ってください。